

常陸州鹿島郡宮田邑今称磯浜大洗磯前鎮座大

常陸国鹿島郡宮田邑今磯浜と称す大洗磯前に

明神者大已貴命少彦名命二神也

しづまります大明神は大已貴命、少彦名命の

二柱なり。

曰稽神代 天照大神皇弟素戔雄尊行至出

今ちはやぶる神代を稽るに、天照大神の皇

雲 以稻田姫為妃生大已貴命 而少彦名命

弟素戔雄尊ゆくゆく出雲に至りたまひ、稻田

者高皇産靈尊第二子也 乃建神籬於山城西

姫を以て妃となし大已貴を生まれせり。少彦名

洞院五條松原 称五條天神以為 皇朝医家

は高皇産靈尊の第二子なり。すなはち神籬を

之祖神 紀州淡島明神亦少彦名命也 二神

山城西洞院五條松原に建て五條天神とあが

勳力一心經營天下 為蒼生及畜産定療病禁

めまつれり。皇朝医家の祖神とす。紀州淡嶋

庄之方法 萬世咸蒙恩顧

明神もまた少彦名なり。此二神、力を勳せ心

をひとつにして天下を經營りたまひける。  
蒼生及畜産の為に病をいやし、禁庄の方法を  
定め、万世に至るまでみな恩頼を蒙れり。

大已貴命嘗謂少彦名命曰 吾所造之国豈

大已貴嘗て少彦名に宣く、わが造れる国、

謂善成之乎 少彦名命対曰 或有所成或不

豈能成ぬといはんか。少彦名対て曰、或は成

成 此談也蓋有幽深之致焉

ところ有、或は不成ところあり。此談恐らく  
は深き致あらんとぞ。

其後少彦名命至常世郷 大已貴命独至出

其後少彦名は常世郷に至り、大已貴はひと

雲国乃言曰 今理此国唯吾一身 其可興

り出雲国にゆき給て宣く、今此国を理るもの

吾共理天下者蓋有之乎

唯我ひとりのみ、我に與して天が下を理るもの又誰かあらんと。

時神光照海忽有浮来者曰 如吾不在汝何

然るに海上に光をはなちて浮来者有て曰、

能平此国乎 由吾在汝得建其大造之績矣

もし吾あらずば汝何ぞよく此国をたひらげ

大已貴命問曰然則汝是誰耶 对曰吾是汝之

んや、我あればこそ汝は大造の績を建ること

幸魂也 大已貴命曰唯然 今欲何處住耶

を得たれと。時に大已貴問て曰、さらば汝は

对曰欲住于大和国三諸山 即宮宮室使就而

是誰や。对て曰、吾は是汝の幸魂なり。大已

居 此大三輪之神也

貴の曰、唯然と。いづれの所に住んと欲する

や。对て云、大和国三諸山にすまんとおもへ

り。則宮室をつくりて居しむ。是大三輪神な

り。

天照大神勅高皇產靈尊欲立皇孫瓊瓊杵尊

天照大神、高皇產靈にみことのりして皇孫

以為葦原中国之主 先是遣三使 皆不報聞

瓊々杵尊を立て葦原中国の主とせんとおほ

於是遣經津主神香取明神武甕槌神鹿島明神令平葦

す。是より先、三使をつかわす。皆報聞せず。

原中国

時に經津主神香取明神、武甕槌神鹿嶋明神をつかわ

してまたく葦原中国をたひらげぬ。

二神至出雲五十田狭小汀 大已貴命曰

二神、出雲の五十田狭の小汀に至りて大已

天神欲降皇孫君臨此地 汝意如何 當不避

貴に問ていはく、天神皇孫を降して此国に

不 大已貴命対曰當問我子 遣使三穗碕

君臨とおほす。汝の意いかん。当に不避や否

致天神勅於事代主神大和葛城明神 乃報曰天神  
之勅何得拒 君宜避之兒亦不可拒父子終當  
避去

や。大已貴対て曰、此事我子に問べしとて使  
を三穗崎につかはし、天神の勅を事代主神大和葛城明神に告給ふ。則報して曰、天神の勅何ぞ  
得て拒がん。君よろしく避べし。兒もまた拒  
ぐべからずとて父子終に去給ひぬ。

矣大已貴命謂二神曰 吾如防禦則国内諸  
神同拒之 今我即去誰又有不順者 乃以廣  
矛授二神曰 我以此矛平治邦域 天孫若用  
此矛治国闔境當平安言訖隱去

大已貴、二神に告て曰、我もし防禦たてま  
つらば国内の諸神同じくふせがん。今我既に  
さりぬ。誰か又不順ものあらん。則広矛を以  
て二神に授て曰、我此矛を以て邦域をたひら  
げ治む。天孫もし此矛を以て国を治めば、八

隅の外までも平安ならんといひ終りて隠去  
給ひぬ。

此時大已貴命第二子健御刀命欲拒天孫  
經津主神慰諭以信濃諏訪郡封為父母之休澤  
不藉天神之恩勅使居于 此諏訪大明神是也

此時大已貴の第二子健御刀命、天孫をふせ  
がんとおぼす。經津主慰め諭て信州諏訪郡を  
封じて父母の休沢となし、天神の恩詔を不籍

終使天孫降臨葦原中州者皆大已貴命之功  
績也 天神嘉之 造天日隅宮於出雲使居之  
杵築大社也

して爰に居しむとぞ。諏訪大明神是なり。  
終に天孫をあしはらの中州に降臨しむる  
事は皆大已貴の功績なり。天神これをよろこ  
び給ひて天の日隅宮を出雲に造りて居しむ。  
杵築大社は是なり。

崇神天皇七年 詔以国家数有災害

崇神天皇七年、国家しばしば災害あり。

恐取咎於神祇 幸神浅茅原卜之祭大物主神  
然無驗 天皇齋戒再祈夢 神自称大物主神  
曰 何患国之不治乎 以吾兒太田田根子祭  
吾則天下立平海外帰服 乃使田根子祭之  
定天社国社神地神戸 於是疫疾始息年豊民  
安 所謂大物主神即大己貴命也

神祇の咎めあるかと恐れ給ひ、浅茅原に幸して是をうらなひ大物主を祭れり。しかるに驗なし。天皇齋戒して二たびこれを祈給ふに夢みらく、神みづから大物主と称して曰、何ぞ国の治らざる事を患むや、吾兒大田々根子を以て我を祭らば天が下立どころにたひらぎ海外たちまち帰服なんと。すなわち田根子をして祭らしめ、天社国社の神地を定給ふに疫病始て止、年豊かに民安し。いはゆる大物主は則大己貴なり。

此神凡有七名 曰大国主神 曰大物主神

此神おほよそ七名あり。大国主神、大物主

曰大已貴命 曰葦原醜男 曰八千戈神 曰

神、大已貴命、葦原醜男、八千戈神、

顯国玉神 曰大国玉神 聞其名可以知其実

神、大国玉神などいへり。其名を聞て其実を

矣 其子凡有一百八十一神 後以七名為近

しるべし。其子凡一百八十一神あり。後に七

江日吉七社 配天之七星 其餘諸州鎮座不

名を以て江州日吉の七社となし、天の七星に

可勝数 其列二十二社者大和大神石上日吉

象れり。其外諸国の鎮座勝てかぞふべからず。

下鴨松尾等皆大已貴命也 載在神籍可以考

列れるは大和、大神、石上、日吉、下鴨、松

信

尾等みな大已貴なり。神書を以てかうがへ知

るべし。

文徳天皇齋衡三年十二月戊戌 常陸国上

文徳天皇齋衡三年十二月戊戌、常陸国上言



言 鹿島郡大洗磯前有神新降 初郡民有煮  
海為鹽者夜半望海光耀属天 明旦有兩怪石  
見在水次 高各尺許體於神造非人間石 鹽  
翁私異之 去後一日亦有二十餘小石 在向  
石左右似若侍坐 彩色非常或像沙門唯無耳  
目 時神憑人曰 我是大奈母知少比古奈命  
也 昔造此国訖去往東海 今為民齋更亦来  
歸 至今八百五十餘年其石巖然存焉

鹿島郡大洗磯前に神あらたに降れり。はじめ  
塩やく郡民ども夜半ばかりに海上を望むに  
光輝天に映じ、明旦二つの怪石海つらにあり。  
高さ各一尺ばかり。是神の造るものにして  
尋常の石にあらずとて、塩翁共異とす。其後  
又二十余の小石、さきの石の左右にあり、恰  
も侍坐するに似たり。彩色常にあらず、或は  
沙門に像る、只耳目なし。時に神、人に憑て  
曰、我はこれ大奈母知、少比古奈命なり、昔  
此国を造り終りて東海にさりぬ、今民を濟は  
んために更に又来り歸れりと。今に至て八百

五十余年、其石巖然として存せり。

天安元年大洗磯前及那珂郡酒烈磯前二神

天安元年、大洗磯前并に那珂郡酒烈磯前の

定為官社 蓋両社草創在齋衡天安間 延喜

二神を官社と定めらる。是によりて考るに両

之朝載之於式以為明神 爾来星霜綿邈鎮于

社の草創齋衡天安の間にあらんかし。延喜の

海表奠安黎庶 元勳偉績煥乎 盛哉靈應休

朝、是を式に載て明神とす。しかしよりこの

徵無時而輟匪 今斯今振古如茲

かた、星霜はるかに積て海表に鎮りまし、

黎庶をまもり給ふ。その勳績あきらけく、さ  
かりなるかな。あやしきしるし、めでたきさ  
とし、時としてやむ事なし。是此ころのみな  
らず、いにしへよりかくのごとし。

水戸城東大洗磯前社大己貴命少彦名命棲

水戸城の東、大洗磯前の社は大己貴命、少

神之地也 鎮座久靈應益著 往時遭兵火文

彦名命垂迹の地なり。鎮座歳久しく靈驗ます

書無一存者 今使撰定本縁壹卷以藏于本社

ます新たなり。そのかみ兵火に逢て社宮の文

冀黎民蒙庇麻之貺 邦家受岡陵之祉 韓子

書、のこり留れるものなし。よりて本縁一卷

曰神之所依者惟人人之所事者惟神 神其鑒

を撰ましめて是を社頭に納む。仰願は黎民ひ

諸

ろき恵みの貺を蒙むり、邦家寿福の慶を得

てんことを。韓子がことばに神のよるところ

は是人也、人の事る所はこれ神也といへり。

神それこれを鑒給へ。

正德五年歲次乙未八月？旦

權中納言從三位 鳳山源

正德五年乙未八月吉日

權中納言從三位鳳山源綱條